

給付金・助成金

<p>テレワークを可能とする取組を実施</p>	<p>人材確保等支援助成金 (テレワークコース)</p>	<p>①機器等導入助成 中小企業 補助率 上限 30% 100万円</p> <p>②目標達成助成 中小企業 補助率 上限 最大 35% 100万円</p>	<p>①事前に認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（テレワーク用通信機器の導入・運用、研修、コンサルティング、就業規則等の作成等）を行い、テレワークを実施した場合、助成金を支給します。</p> <p>②テレワーク導入後の一定期間において、テレワーク実施者率が増加し、かつ離職率が低下した場合、助成金を支給します。</p>	<p>香川労働局 雇用環境・均等室 ☎ 087-811-8924 (平日9:00~17:00)</p>
<p>販路拡大や生産性向上に取り組みたい</p>	<p>持続化補助金 - 通常枠</p>	<p>小規模事業者 補助率 上限 2/3 50万円</p>	<p>小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組みを支援します。</p> <p>申請期限：令和3年6月4日（追加募集あり）</p>	<p>各商工会、商工会議所</p>
<p>社会経済の変化を踏まえた新ビジネス等に取り組みたい</p>	<p>持続化補助金 - 低感染リスク型 ビジネス枠</p>	<p>小規模事業者 補助率 上限 3/4 100万円</p>	<p>小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組みを支援します。</p> <p>申請期限：令和3年5月12日（追加募集あり）</p>	<p>中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業室 コールセンター ☎ 03-6837-5929 (平日9:00~18:00)</p>
<p>新製品・サービス開発や生産プロセス改善等に必要な設備投資をしたい</p>	<p>ものづくり補助金 - 通常枠 - 低感染リスク型 ビジネス枠</p>	<p>中小企業 補助率 上限 1/2 1,000万円</p> <p>小規模事業者 補助率 上限 2/3 1,000万円</p> <p>中小企業 補助率 上限 2/3 1,000万円</p> <p>小規模事業者 補助率 上限 2/3 1,000万円</p>	<p>新製品・サービス開発や試作品開発・生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。</p> <p>申請期限：令和3年5月13日</p>	<p>ものづくり補助金事務局 ☎ 050-8880-4053 (平日10:00~17:00)</p>
<p>ITツール導入により業務効率化等に取り組みたい</p>	<p>IT導入補助金 - 通常枠 - 低感染リスク型 ビジネス枠</p>	<p>中小企業等 補助率 上限 1/2 450万円</p> <p>中小企業等 補助率 上限 2/3 450万円</p>	<p>生産性の向上、業務の効率化のため、自社の課題やニーズに合ったITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。</p> <p>申請期限：令和3年5月14日（追加募集あり）</p>	<p>サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ☎ 0570-666-424 (平日9:30~17:30)</p>

融 資

<p>資金繰りのため融資を受けたい</p>	<p>香川県中小企業振興融資 危機関連融資</p>	<p>融資枠 2.8億円</p> <p>融資利率 年 1.00% 以内</p> <p>信用保証率 年 0.60%</p> <p>取扱期間：令和3年6月30日融資実行分まで（予定）</p> <p>売上高等が一定以上減少した中小企業・小規模事業者を対象に融資を行っています。</p>	<p>融資の申込・相談は 県内の各金融機関まで 制度の問合せ 県中小企業対策相談窓口 ☎ 087-832-3347 (平日9:00~17:00)</p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505 (平日9:00~17:00)</p>
	<p>日本政策金融公庫の 融資</p>	<p>業況が悪化した事業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	

地方税の猶予

<p>納税が今は厳しい</p>	<p>納税の猶予</p>	<p>地方税を一度に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「換価の猶予」が適用される場合があります。</p>	<p>県税 県税事務所 滞納整理課・特別整理対策課 ☎ 087-806-0322・0319 (平日8:30~17:15) 市町税 各市町</p>
-----------------	--------------	---	--

地方税の軽減

<p>納税が難しい</p>	<p>固定資産税・都市計画 税の軽減</p>	<p>令和2年2月~10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期間と比べて30%以上減少している中小企業・小規模事業者は、事業用家屋及び償却資産について、令和3年度分の固定資産税・都市計画税が次の割合で軽減されます。</p> <table border="1" data-bbox="747 2171 1524 2265"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している事業者</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している事業者</td> <td>全額</td> </tr> </table> <p>申告期限：令和3年2月1日 (ただし、期限内に申告できなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、市町にご相談ください。)</p>	30%以上50%未満減少している事業者	1/2	50%以上減少している事業者	全額	<p>各市町</p>
30%以上50%未満減少している事業者	1/2						
50%以上減少している事業者	全額						
<p>設備投資をした い</p>	<p>特例措置の拡充・延長</p>	<p>生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置（3年間の軽減）について、対象資産に一定の事業用家屋・構築物も追加されています。（令和5年3月31日までに取得したものが対象です。）</p>	<p>各市町</p>				

詳しくは香川県HPをご確認ください。

香川県 事業者の皆様へ

検索



かがやくけん、かがわけん。



お住まいの県内市町においても新型コロナウイルス感染症対策を講じています。それぞれの市町の対策については、お住まいの各市町にお問合せください。